

松山地方裁判所委員会（第22回）議事概要

1 日時

平成23年11月18日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員） 大出知典，大西宏昭，加藤令史，兼平裕子，亀岡マリ子，河邊義典，白塚重典，濱口浩，福居幸一（五十音順）

（事務担当者） 山田事務局長，上田民事首席書記官，白木刑事首席書記官，平野総務課長，村岡総務課課長補佐，平野庶務係長

（説明者） 安見刑事部裁判官，小谷松山検審局長

4 議事（○委員，▲報告者）

（1） 松山地方裁判所長あいさつ

（2） 新任委員紹介（大西委員）

（3） 安見刑事部裁判官から，「犯罪被害者と刑事手続」の内容で，犯罪被害者の保護のための制度，刑事手続との関係，損害賠償命令の制度の内容などについて説明がされた。

犯罪被害者保護のための制度の一つである刑事裁判における遮へい措置及びビデオリンクによる証人尋問について，法廷等の機材を使用した模擬裁判の実施と併せて説明を行った。

（4） 小谷松山検審局長から，検察審査会の制度及び役割について，最近の法改正も含めて，説明を行った。

（5） 各説明者の説明の後，意見交換が行われた。

○ 特に裁判員裁判では，短期間でわかりやすく説明する必要がある，かなり時間をかけて準備する必要がある。今後，簡素化なども必要ではないか。

○ 弁護士からは，裁判員裁判の準備について，弁護士は個人で対応せざる

を得ないが、検察官は組織で対応しており、武器対等ではないのではないかとの意見もある。

- 性犯罪の犯罪被害者の保護としては、被害者の特定をしない措置がされていることが多いが、それも含めて、裁判員裁判の対象としてよいのかという意見もある。
- 性犯罪を裁判員裁判の対象とすることの是非については、今後の裁判員制度の3年目の見直しの1つの問題となるのではないか。
- 被害者保護の観点で、報道の対応については、各報道機関の判断に委ねられている。未成年者については、少年法に規定があり、実名報道に規制があるが、それ以外は規定がない。また、被害者だけではなく、被告人の氏名についても、考慮する必要があることもある。
- 性犯罪について、被告人が出所した後の被害者保護として、出所時期、刑務所の場所などを通知することもあるが、出所後の再犯までは規制のしようがないのが現実であろう。
- 海外では、出所者にGPSを付けるところもあるが、被告人の権利保護の観点からは、日本では難しいのではないか。
- 裁判員裁判においても、遺族の意見陳述の際に遮へい措置がとられたことがあった。
- ▲ 刑事の損害賠償命令については、松山管内では実例がある。これは、被害者からの損害賠償の手続が刑事手続の中で行われるものであって、刑事の裁判官が担当する手続となる。
- ▲ 検察審査会の件数としては、それほど多い件数があるというわけではないが、起訴相当の件数は出てきている。起訴相当としても起訴しないこともあったようであるが、最近の法改正により、起訴相当が2回出されれば、強制起訴がされることになった。
- ▲ 平成16年、17年頃には、検察審査会の議決を尊重してほしいという

内容の「建議」が出されたこともある。

- ▲ 検察審査会は、それぞれが独立機関であり、検審単位となるが、松山管内のそれぞれの検察審査会への申立件数は少ない現状がある。
- ▲ 検察審査会の審査員の候補者名簿と裁判員の候補者名簿は別の名簿となっている。毎年、各市町村から提出されるものであるので、過去に候補者となった人も名簿に入ることもある。ただし、この場合には、辞退事由に該当することとなる。

5 次回期日

次回期日及び次回のテーマについては、後日、決定することとする。